

令和元年6月13日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K16954

研究課題名(和文) 会社役員賠償責任保険の再検討

研究課題名(英文) The Review of Directors and Officers Liability Insurance

研究代表者

山下 徹哉 (Yamashita, Tetsuya)

京都大学・法学研究科・准教授

研究者番号：10511983

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、会社役員賠償責任保険(会社の役員が損害賠償請求されたことにより被る損害を填補する保険)の商品構成のうち、日本の会社の現状に即して変化を必要とする部分はどこか、変えるならばどのように変えるべきかを検討する。本研究では、アメリカ法およびドイツ法の比較法的研究を行った。その結果、日本法と両国法とで異なる部分を明らかにするとともに、それを変えるに際して考慮を必要とし得る要素を示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、アメリカ法およびドイツ法における会社役員賠償責任保険で現に用いられている条項を具体的にし、それらの条項が用いられる理由を探究して一定程度明らかにした上で、日本法への応用可能性を検討した点に学術的意義が存する。これらの成果は、日本においてその重要性がますます大きくなってきている会社役員賠償責任保険および同保険に関する法ルールを合理的なものとする際に参考になると思われ、その点において社会的意義が存する。

研究成果の概要(英文)：In this research, whether and how the contents of directors and officers liability insurance (D&O insurance) should be changed is considered based on the recent corporate governance reforms in Japan. The examination is conducted through comparing Japanese law with US law and German law. As a result of that, unique points in Japanese law on D&O insurance are revealed and if they should be changed, the important factors to be considered when changing them become clear.

研究分野：民事法学

キーワード：会社役員の責任 会社役員賠償責任保険 会社法 保険法

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本の株式会社のガバナンス構造は、近年、多方面にわたり変化しつつある。例えば、社外取締役・独立取締役の選任が進むなどの取締役会構成の変化と監査等委員会設置会社の導入に見られる機関設計の変化は、業務執行の決定を行う機関としての取締役会という伝統的な理解からアメリカ等で見られるモニタリング・モデルへの移行を促そうとするものである。また、役員に関する判例の集積、企業集団に係る内部統制システムの構築・多重代表訴訟の導入など企業集団法制の変化、金商法上の不実開示責任追及の増加などが生じ、役員の行為義務・責任内容に関する議論も進展してきている。

(2) そうした中、本研究の開始時点において、株式会社の取締役その他の役員が損害賠償を請求されたことにより被る損害を填補する会社役員賠償責任保険(D&O保険)は平成5年の販売開始以来、商品の骨格部分については、ほとんど変わらないままであった。すなわち、()普通保険約款により、役員が負う損害賠償責任・争訟費用が填補されるが、役員が会社に対して損害賠償責任を負う場合については免責とされ、()役員が会社に対して損害賠償責任を負う場合のうち代表訴訟によるものは「株主代表訴訟担保特約」により填補される、()役員が会社に対して損害賠償責任を負う場合のうち会社自身による責任追及のときは、馴れ合い訴訟(会社と役員が通謀して保険金により会社の損害を填補するという一種のモラルハザード)を防止するため免責とされる、という構成をとっていた。()と()を分けるのは、役員の対会社責任についての保険料まで会社が負担することにつき、会社法上の役員責任免除規制・利益相反取引規制との関係で疑義があったことから、安全策をとり、()部分について役員自身に保険料を負担させることを可能にするためであった。

2. 研究の目的

1.(1)で説明したようなガバナンス構造の変化が日本の株式会社について生じつつある中、会社役員賠償責任保険も、新たな状況に対応して変化することが必要であると考えられる。そこで、本研究は、役員の対会社責任に係る保険料の会社負担の是非、会社自身による責任追及の場合における填補の是非、および告知義務における告知の分離の是非を中心に、会社役員賠償責任保険の意義・内容を考察することを目的として設定した。

3. 研究の方法

(1)本研究は、アメリカ法およびドイツ法との比較的方法により行うこととした。アメリカ法は、会社役員賠償責任保険の母国であり、豊富な議論が蓄積されている点、ドイツ法は、日本法と同じく、比較的最近に会社役員賠償責任保険が普及し、その導入のために会社法理論との調整を必要とした経験を持つ点で、いずれも日本法におけるルールを考えるに当たって参考になると考えられるからである。

(2)比較法的研究を進めるに際しては、日本法、アメリカ法およびドイツ法の各法制における会社役員の地位および責任の構造の異同を適切に把握した上で比較検討すること、責任保険に関するルール・議論もきちんと踏まえて考察することを心がけた。

(3)調査項目としては、とりわけ、アメリカおよびドイツにおける、会社補償制度に関するルールおよび議論と、会社自身による役員の対会社責任の追及の場合における免責および告知義務における告知の分離に係る実態に注目することとした。

4. 研究成果

(1) アメリカ法について

アメリカにおいて、会社役員賠償責任保険が普及し始めたのは、1960年代以降のこととされている。アメリカではそれ以前から会社補償がルールとして確立していた。会社補償とは、会社の取締役・執行役が損害賠償責任を追及されるなどする場合に、その賠償金や防御費用などを会社が負担するというものである。アメリカにおける会社役員賠償責任保険は、この会社補償制度が存在することを前提とする点が大きな特徴であるといえる。アメリカにおける会社役員賠償責任保険は、一般に、Side A(役員個人が負担した賠償責任に関する保障)、Side B(会社補償として会社の役員に対する支出に関する保障)、Side C(証券法上の不実開示等を原因として会社が負担した賠償責任に関する保障)から構成される。このうち実際に利用されるのは主としてSide Bであり、会社が、取締役・執行役に対して会社補償を実施した後、保険会社に対して保険金を請求するというのが通常である。

アメリカにおける会社補償は、初期に裁判例で認められた例がある一方で、成文法で認められたのは1943年にデラウェア州法が初めてである。1967年改正では、会社補償の内容・手続が具体化・明確化され、当該規定(DGCL145条)は、種々の修正を受けながらも、基本的に現在まで引き継がれている。現在では全ての州において会社補償に関する明文規定が置かれている。このような展開の背景には、取締役等が職務を遂行することに伴うリスクは会社が負担し、それにより有能な者の就任を促進することが望ましいという考え方が存在したように思わ

れる。

デラウェア州法の前記規定は、取締役等の対会社責任について、賠償金は補償の対象とならず、防御費用のみが一定の場合に補償され得ることを定める。同規定は、同時に、会社補償の対象とならない責任も含め、会社が会社役員賠償責任保険を購入し、維持する権限を認めている。しかし、アメリカでは、(株主代表訴訟ではなく)会社自身が取締役等に対して対会社責任を追及する場面は、基本的に担保しないこととされているようである。

会社役員賠償責任保険の加入時における告知義務については、告知の完全分離または限定分離が定められることがある。完全分離とは、被保険者ごとに告知を全て分離し、ある被保険者が告知義務違反をしたとしても他の被保険者には影響しないとするものである。限定分離とは、告知書に署名した者または一定の執行役が告知義務違反をした場合には全ての被保険者に影響するが、前記の者以外のものの告知義務違反は他の被保険者に影響しないとするものである。他の被保険者が保険引受過程において告知義務違反をしていた場合でも、何ら事情を知ることなく会社役員賠償責任保険に加入した取締役等(特に社外取締役)が、保険による保護を得ることの保障を求めることは理解できると指摘される。一方で、保険会社の立場からは、とりわけ虚偽の告知がなければ同じ条件では引き受けなかつただろう場合に、告知義務違反をした特定の被保険者に係る填補を否定するだけでは、虚偽告知からの救済としては不十分だとすることももっともであると指摘される。本来引き受けないはずの契約に基づく保険金の大部分を支払わなければならない立場に置かれ続けるからである。

(2) ドイツ法について

ドイツにおける会社役員賠償責任保険は、1980年代後半から販売が始まったとされる。ドイツの株式法は、会社補償について法律上の明文規定を置かず、保険としても、アメリカでいう Side A に相当する部分が基本である。

会社役員賠償責任保険の保険料は、会社が支払うのが通常である。税務上は、一定の要件(会社役員賠償責任保険が、まず第一に、会社機関および経営責任者の活動等を根拠とする第三者の企業に対する損害賠償請求から企業または企業価値の保護のために役に立つ財産損害賠償責任保険であることなど)を満たす場合には、会社による保険料の支払は、主に会社の事業上の利益のために必要なものであり、したがって取締役員等に対する報酬的要素を含まないと解釈されている。

ドイツの会社役員賠償責任保険は、会社自身が取締役員または監査役員に対して対会社責任を追及する場面も担保するのが通常である。ドイツでは、1997年の連邦通常裁判所のARAAG/Garmenbeck判決後、会社の監査役会または会社が倒産した後に破産管財人が取締役員等の対会社責任を追及する事例が増えている。現在では、第三者が責任追及する場合と会社が責任追及する場合とは、1対9の割合で後者が多いといわれている。従前の会社役員賠償責任保険の標準約款(AVB-AVG)は、会社による対会社責任の追及事例を、株主総会決議に基づいて提訴される場合を除いて原則として担保しないこととしていた(例えば、Ziff. 1.3 AVB-AVG 2011)。馴れ合い訴訟の危険があるからである。しかし、このルールをそのまま実際の契約で用いる例はほとんどなく、契約実務においては会社による対会社責任の追及も担保することとされていた。標準約款においても、2013年版から、填補対象に加えられた(Ziff. 1.1 AVB-AVG 2013)。ドイツにおいて第三者ではなく、会社が責任追及するのが通常のケースである以上、これについて保険保護を受けることに企業および取締役員等は大きな関心を有しているという実際上の理由が存在する。また、少なくとも破産管財人による責任追及の場合は、馴れ合い訴訟のおそれがないといったことも指摘されているが、これは監査役会による責任追及の場合には必ずしも妥当しない。現実の契約実務においては、(a) 保険契約者たる会社に被保険者が資本参加している場合に当該出資比率に応じて支払保険金額を減額する条項(例えば、Ziff. 4.2 AVB-AVG 2013)や、(b) 自己負担の合意(例えば、Ziff. 4.3 Abs. 2 AVB-AVG 2013)を用いることで、馴れ合い訴訟のおそれを低減しようとする。

会社役員賠償責任保険の加入時における告知義務について、かつての契約実務においては、告知義務違反に係る形成権の放棄を定めるのが標準的であった。(a) 保険契約法 19条から 22条まで(告知義務および告知義務違反の効果)に規定される権利をまとめて放棄する場合と、(b) 自ら告知義務違反をするなどした被保険者について保険保護を排除する場合の2通りの方法があった。しかし、2011年の連邦通常裁判所の Heros-II 判決は、予め詐欺取消しを完全に排除する契約上の合意は無効であると判断したため、(a)のうち取消権の放棄を単純に定める合意はもはや行い得ない。そこで、保険者が民法 123条に基づき詐欺を理由として保険契約を取り消した場合でも善意の被保険者のために保険保護を維持するための方法がいろいろ議論されている(取消しの効果として契約の一部無効(民法 139条)とする/分離条項を用いる/告知義務を負うものの範囲を限定する/...)。

(3) 日本法への示唆

対会社責任部分に係る保険料を会社が負担することの是非について、アメリカもドイツも会社負担を肯定している。アメリカでは有能な者が取締役等に就任することを促進すること、ドイツでは会社の利益のための保険であるといえることなどが指摘されている。これらの指摘は、基本的に日本でも妥当と思われる。日本では、本研究の期間中に、経済産業省の研究会の報告書が、対会社責任部分の保険料の会社負担を認めることに関する会社法の解釈指針を示し（コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会「コーポレート・ガバナンスの実践～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～」）、その解釈を前提に、国税庁も、税務上、会社による保険料負担は、取締役等に対する経済的利益の供与ではなく、取締役等個人に給与課税をする必要はないという考え方を示した。これらの措置は、比較法的考察からすれば特に問題がないということになる。ただし、前記指針で示された手続は、保守的に、取締役会の承認および社外取締役の同意を求めており、そこまで必要かはさらに検討を要する。

会社自身による責任追及の場合における填補の是非について、アメリカでは基本的に当該部分を担保せず、逆にドイツでは当該部分を担保するのが通常である。ドイツは、株主代表訴訟が機能せず、責任追及されるとすれば会社（監査役会または倒産した場合における破産管財人）が行うことがむしろ通例であることから、実際上の必要性の大きさがその背景にあるものと思われる。アメリカでもドイツでも、馴れ合い訴訟の弊害は十分に認識されている。そのため、ドイツでは、契約実務上、馴れ合い訴訟のおそれを減らすための工夫として、被保険者に一定の自己負担を求めることで馴れ合い訴訟に応じないようなインセンティブを与える取組みが行われている。日本においても、会社自身による責任追及の場合における填補を肯定する際に、被保険者に馴れ合い訴訟に応じないインセンティブを与える措置を商品に組み込むことは考慮に値すると思われる。

告知義務における告知の分離の是非について、アメリカでもドイツでも、告知の分離を認めることとしている。アメリカでは、完全分離か限定分離かが場面によって使い分けられている。日本法でも分離を一律に考える必要はないと考えられ、場面に応じた対応が必要であろう。また、ドイツでは、告知の分離を実現するために様々な法律構成が議論されている。ドイツと日本との間では、民法・保険契約法の規律内容に似ている部分が多いため、日本法で告知の分離を認める際には、ドイツ法で議論されている法律構成は参考になるだろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計12件)

- 1) 山下 徹哉、非営利法人の理事の対第三者責任の意義と機能に関する一考察、NBL、査読なし、1104号、2017年、61 68頁
- 2) 山下 徹哉、弁護士賠償責任保険の免責条項における「他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為」の意義、私法判例リマックス、査読なし、55号、2017年、98 101頁
- 3) 山下 徹哉、虚偽記載のある有価証券届出書に関する元引受金融商品取引業者等の民事責任、法学教室、査読なし、441号、2017年、125 125頁
- 4) 山下 徹哉、非上場会社の株式買取請求に係る買取価格決定における非流動性ディスカウントの可否 最一小決平 27.3.26 を中心に、金融法務事情、査読なし、2059号、2017年、42 54頁
- 5) 山下 徹哉、株主による提訴請求に対する監査委員会の不提訴判断と監査委員の任務懈怠責任、法学教室、査読なし、436号、2016年、140 140頁
- 6) 山下 徹哉、会計帳簿等の閲覧当社請求における請求理由の具体性および閲覧謄写の対象範囲の限定、法学教室、査読なし、433号、2016年、156 156頁
- 7) 山下 徹哉、地震および津波の到来後に火災が発生した場合の地震免責条項の適用、損害保険研究、査読なし、78巻2号、2016年、275 298頁
- 8) 山下 徹哉、人身傷害条項に基づく支払いにより保険会社が代位取得する請求権の範囲、商事法務、査読あり、2106号、50 55頁
- 9) 山下 徹哉、施設送迎車からの降車時の負傷と自動車保険の搭乗者傷害特約における運行起因性、法学教室、査読なし、430号、2016年、143 143頁
- 10) 山下 徹哉、コーポレートガバナンスにおける経営理念・企業風土の意義 現状の分析と今後の課題について、ビジネス法務、査読なし、15巻12号、2015年、105 109頁
- 11) 山下 徹哉、平成 26 年度会社法関係重要判例の分析〔下〕、商事法務、査読なし、2075号、2015年、85 99頁
- 12) 山下 徹哉、平成 26 年度会社法関係重要判例の分析〔上〕、商事法務、査読なし、2074号、2015年、4 16頁

〔学会発表〕(計1件)

- 1) Tetsuya Yamashita, Recent Corporate Governance Reforms in Japan Under the Global

〔図書〕(計3件)

- 1) 小林 量、北村 雅史編著、石田 眞得、釜田 薫子、小柿 徳武、清水 円香、山田 泰弘、山下 徹哉著、日本評論社、事例研究 会社法、2016年、419頁(168 187頁、216 239頁、370 391頁)
- 2) 早川 勝、正井 章彦、神作 裕之、高橋 英治編著、山下 徹哉ほか著、中央経済社、ドイツ会社法・資本市場法研究、2016年、648頁(193 222頁)
- 3) 岩原 紳作、神作 裕之、藤田 友敬編著、山下 徹哉ほか著、有斐閣、会社法判例百選〔第3版〕、2016年、238頁(230 233頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。